

トイレの水洗化で暮らしを快適に

5月は離れて暮らす家族の帰省が楽しみな時期です。帰省したお子さんやお孫さんが快適に過ごせるように、トイレなどの水洗化を考えてみませんか。制度について詳しくはお問い合わせください。

水洗化工事Q&A

Q 水洗化するとどんなメリットがありますか？

A 水洗化すると、トイレや排水溝の臭いが気にならなくなるほか、トイレの汲み取り費用がかからなくなります。水洗化したトイレは高齢者や子どもも使いやすく、掃除も楽になるなどたくさんのメリットがあります。

Q 水洗化したときの分担金はどれくらい？

A 水洗化の方法は、地区によって、町整備型浄化槽の設置と農業集落排水処理施設へ接続する方法があり、それぞれ分担金を納める必要があります。分担金は、事業を行う上で大切な財源ですのでご協力をお願いします。

- ①町整備型浄化槽分担金 26万円
- ②農業集落排水施設分担金（新規接続） 26万円

Q 下水道使用料はどれくらい？

A 家庭用の基本料金は1,650円で、使用水量が20㎡を超えると1㎡ごとに132円かかります。使用料は分担金と同様に事業の財源になります。

Q 水洗化工事の費用はどれくらいですか？補助金などの支援はありますか？

A 一般的に、トイレ・浴室・台所などの水洗化工事には100～120万円程度の費用がかかります。町ではこの費用を「水洗化普及支援事業」で最大50万円助成しています。さらに、水洗化工事に関連して行う住宅リフォームについては「快適な住まいづくり応援事業」による補助金（町内施工業者の場合最大50万円）も同時に活用できます。暮らしをより一層快適にするために、各種補助金を活用してトイレの水洗化をご検討ください。

☎建設水道課 ☎65-8987



住宅リフォームの補助金を拡充します

町では、町民の住居環境の向上と町内経済の活性化を図るため、「快適な住まいづくり応援事業」で住宅改修工事費用の一部を助成しています。



令和5年度から事業を拡大し、補助率と上限額を引き上げたほか、過去に事業を利用したことがある人も助成を受けることができるようになりました。

また、トイレの水洗化工事の場合は「水洗化普及支援事業」と併せて活用することも可能です。詳しくはお問い合わせください。

▶対象者（主な要件）

町内に住所を有し、助成対象住宅に居住している人（住宅の所有者または同居者）

※令和5年3月31日までにこの助成を受けたことがある人も、再び1回に限り助成を受けられます。

▶対象住宅

- ①自己の居住用の住宅（賃貸住宅は対象外）
 - ②築5年以上経過している住宅
- ※店舗併用住宅は居住専用部分のみが対象

▶対象工事の主な要件

- ①町内事業者による施工
- ②工事費が30万円以上

▶補助金の額（くずまき商品券で交付）

工事費（補助対象経費）の1/3（上限50万円）

▶申請方法

改修工事の15日前までに、快適な住まいづくり事業助成金交付申請書と工事に要する経費の見積書や施工前の写真などを提出してください。

☎園いらっしゃい葛巻推進課 ☎65-8983

令和5年度の選挙の投票日

今年度は次の4つの選挙が執行予定です。大切な1票を棄権することなく投票しましょう。

- ▶ 7月30日（日） 葛巻町長選挙
- ▶ 9月3日（日） 岩手県知事選挙
岩手県議会議員選挙
- ▶ 12月24日（日） 葛巻町議会議員選挙

☎選挙管理委員会事務局 ☎65-8982

令和4年度全日本学校関係緑化コンクール

江刈小学校が特選、全国植樹祭で表彰へ

国土緑化推進機構（会長、衆議院議長）が主催する、令和4年度全日本学校関係緑化コンクール学校林等活動の部で、江刈小学校が長年にわたる学校林を核とした教育活動や緑化活動の取り組みを評価され、最高賞の特選（農林水産大臣賞・日本放送協会会長賞）に輝きました。6月4日に陸前高田市で開催される第73回全国植樹祭の会場で行われる表彰には小室好司校長が出席します。

また、同植樹祭には緑の少年団長の日向佑美さん（6年）と少年団の関係者10人が参加し、そのほかの児童の皆さんはサテライト会場の道の駅「いわて北三陸」（久慈市）で中継を視聴する形で参加する予定です。

全国植樹祭について詳しくは公式ホームページをご覧ください。



学校林の保全活動に取り組む江刈小学校の皆さん（令和4年度緑のまなび事業）



▶第73回全国植樹祭公式ホームページ



町産材利用促進事業費補助金

ぬくもりのある町の木材を利用しませんか

町には、アカマツやカラマツなど丈夫で加工しやすく建築に適した木材がふんだんにあります。

町では、町民に木のぬくもりに親しんでもらうとともに、町産材を積極的に利用することで林業振興につなげるため、町産材を利用して住宅や畜舎などを新築または増改築する人に対し、経費の一部を助成しています。

▶対象者

町に住民登録している人または完成後に住民登録する人

▶対象となる建築物

新築または増改築する住宅、付属家、畜舎などで、次の条件を全て満たすもの

- ①町産材を1㎡以上使用して町内に建築するもの
- ②町内の建築業者または町長が認める町外の建築業者が建築する建物
- ③町内で伐採され、製材した木材を使用するもの（樹種や乾燥の有無は問いません）



くずまきにも町産材が利用されています

▶補助金の額

町産材使用量1㎡あたり3万円（上限360万円）

▶申請方法

町産材利用促進事業費補助金交付申請書に事業計画書や建築確認通知書など必要書類を添えて提出してください。

☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985